

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
令和2年（2020年）5月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部
を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

42 市長及び副市長に対して令和2年6月に支給することとなる期末手当の額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額に、市長にあつては100分の70、副市長にあつては100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（理 由）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う厳しい状況を市民と共に乗り越えていくという姿勢を示すべく、市長及び副市長の期末手当を削減するため、本案を提出する。